

参考資料

令和3年第4回三豊市議会定例会
提出議案(条例関係)新旧対照表

	ページ番号
・議案第108号関係 (行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備について)	2
・議案第109号関係 (三豊市防災センター設置条例の一部改正について)	5
・議案第110号関係 (ふるさと三豊応援寄附条例の一部改正について)	6
・議案第111号関係 (三豊市国民健康保険税条例の一部改正について)	7
・議案第112号関係 (三豊市国民健康保険条例の一部改正について)	14
・議案第113号関係 (三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部改正について)	15

【議案第108号関係】

行政手続等における押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市職員の服務の宣誓に関する条例(平成18年三豊市条例第48号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、住民全体の奉仕者として誠実にかつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____</p>	<p>別記様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私はここに日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を自覚し、住民全体の奉仕者として誠実にかつ公正に職務を執行することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 </p>

【第2条関係】 三豊市予防接種等健康被害調査委員会設置条例(平成23年三豊市条例第19号) 一部改正

改正後 (案)	現 行
<p>(記録)</p> <p>第10条 委員会は、会議の経過及び結果を記録した会議録を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の会議録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が署名 _____ しなければならない。</p>	<p>(記録)</p> <p>第10条 委員会は、会議の経過及び結果を記録した会議録を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の会議録には、委員長及び委員長の指名する委員1人が署名捺印 しなければならない。</p>

【第3条関係】 三豊市山本町河川敷運動公園条例(平成18年三豊市条例第233号) 一部改正

改正後 (案)					現 行							
別記様式(第4条関係)												
山本町河川敷運動公園利用許可申請書												
施設名	Aコート	Bコート	Cコート	Dコート	サッカー場	施設名	Aコート	Bコート	Cコート	Dコート	サッカー場	
利用目的												
利用日時	年 月 日()		午前	時から		時まで	年 月 日()		午前	時から		時まで
	年 月 日～		午後				年 月 日～		午後			
利用人員	人											
電源使用希望	希望する				希望しない							
その他												
約 定	<p>市、市教育委員会、市スポーツ協会及び学校の使用(行事)を優先とし、利用が重なる場合、利用を取り消されても異議ありません。 <u>先に申請している人(チーム)を優先として、利用することに異議ありません。</u> 申請者確認 <input type="checkbox"/> (✓を記入してください。)</p>									印		
利用条件												
1 グラウンド内へ車を乗り入れないこと。 2 他の利用者の迷惑にならないように利用すること。 3 利用後は原状に復すること。 4 利用者が故意又は過失により施設、建物、器具等を滅失又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。 5 利用時間を厳守すること。 6 ゴミくずは各自持って帰ること。その他、立て看板に表示のとおりとする。												
チーム名			責任者名									
上記のとおり三豊市山本町河川敷運動公園の利用を許可されたく申請します。												
申請者	住所											
	氏名											
	連絡先											
三豊市教育委員会 様												
決 裁	所 長	係		(早見表確認)								

【第4条関係】 三豊市固定資産評価審査委員会条例(平成18年三豊市条例第38号) 一部改正

改正後 (案)		現 行	
(審査の申出)		(審査の申出)	
第4条 略		第4条 略	
2・3 略		2・3 略	
(削除)		<p><u>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が、法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p>	
4・5 略		5・6 略	
(審査申出人の口頭による意見陳述)		(審査申出人の口頭による意見陳述)	
第7条 略		第7条 略	
2 略		2 略	
3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し		3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、 <u>意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し</u> なければならぬ。	
_____ なければならない。		_____ なければならない。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略	
<u>(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名</u>		<u>(3) 前2号</u> に掲げるもののほか、必要な事項	
<u>(4) 前3号</u> に掲げるもののほか、必要な事項		(口頭審理)	
(口頭審理)		第8条 略	
第8条 略		2~4 略	
2~4 略		2~4 略	

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し _____ なければならない。

(1)~(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____ なければならない。

(1)~(4) 略

(5) 審査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____ なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(議事についての調書)

第10条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し _____ なければならない。

(1)~(3) 略

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。

(1)~(3) 略

6・7 略

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)~(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
(実地調査)

第9条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項
(議事についての調書)

第10条 略

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

【議案第109号関係】

三豊市防災センター設置条例(平成18年三豊市条例第23号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市高瀬町防災センター	三豊市高瀬町下勝間2443番地1	三豊市高瀬町防災センター	三豊市高瀬町下勝間2443番地1
三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1	三豊市山本町防災センター	三豊市山本町財田西380番地1
三豊市仁尾町防災センター	三豊市仁尾町仁尾辛32番地1	三豊市仁尾町防災センター	三豊市仁尾町仁尾辛32番地1
三豊市財田町防災センター	三豊市財田町財田中598番地		

【議案第110号関係】

ふるさと三豊応援寄附条例(平成20年三豊市条例第35号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後(案)	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふるさと三豊のまちづくりを応援する人々による寄附金の使途を明らかにすること等により、その社会的投資を具体化し、個性豊かな活力ある<u>まちづくり</u>を進めることを目的とする。</p> <p>(処分)</p> <p>第10条 市長は、<u>次に掲げる経費に充てる場合に限り、</u>基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p><u>(1) 第3条に規定する対象事業に要する経費</u></p> <p><u>(2) 寄附者への返礼品の贈呈、サービスの提供等ふるさと納税制度の運用に要する経費</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふるさと三豊のまちづくりを応援する人々による寄附金の使途を明らかにすること等により、その社会的投資を具体化し、個性豊かな活力ある<u>まちづくり</u>を進めることを目的とする。</p> <p>(処分)</p> <p>第10条 市長は、<u>対象事業を行う場合において、必要があると認めるときは、</u>基金の全部又は一部を処分することができる。</p>

に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額** 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の7に相当する額

イ **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

- (2) **法第703条の5第1項**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額** 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の5に相当する額

イ **国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

- (3) **法第703条の5第1項**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア **国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額** 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の7に相当する額

イ **国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

- (2) **法第703条の5**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア **国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額** 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の5に相当する額

イ **国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額** 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

- (3) **法第703条の5**に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の2に相当する額

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について当該年度分の被保険者均等割額の10分の2に相当する額

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) 略

ウ~カ 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の

配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する

配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び**第23条第1項**において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び**第23条**において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額

()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び**第23条第1項**において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第23条第1項**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴

()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び**第23条**において「特例適用配当等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額()とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、**第23条**中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴

う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条第1項**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、**第23条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

【議案第112号関係】

三豊市国民健康保険条例(平成18年三豊市条例第133号) 一部改正 新旧対照表(抄)

改正後 (案)	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

【議案第113号関係】

三豊市幼保連携型認定こども園条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市幼保連携型認定こども園条例(令和2年三豊市条例第36号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
三豊市立仁尾こども園	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1		
略		略	

【第2条関係】 三豊市立学校条例(平成18年三豊市条例第205号) 一部改正

改正後(案)			現 行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
学校の種類	名称	位置	学校の種類	名称	位置
略			略		
幼稚園	略		幼稚園	略	
	(削除)	(削除)		三豊市立平石幼稚園	三豊市仁尾町仁尾丙1757番地4
略			略		

【第3条関係】 三豊市立幼稚園預かり保育及び延長保育条例(平成18年三豊市条例第208号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
(削除)	(削除)	三豊市立平石幼稚園	三豊市仁尾町仁尾丙1757番地4
略		略	

【第4条関係】 三豊市立学校体育施設利用条例(平成18年三豊市条例第240号) 一部改正

改正後(案)			現 行		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
学校名	体育施設名	備考	学校名	体育施設名	備考
略			略		
(削除)	(削除)		三豊市立平石幼稚園	運動場	

【第5条関係】 三豊市保育所条例(平成18年三豊市条例第112号) 一部改正

改正後(案)		現 行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
略		略	
(削除)	(削除)	三豊市立仁尾保育所	三豊市仁尾町仁尾丁636番地1